

生徒心得

生徒が本校の教育方針を理解し、自主的に規律ある生活を維持して、学業に励み常に本校の生徒であることを自覚して、互いに協力して豊かな高校生活を送ることを願って、生徒心得がある。

1. 通学

(1) 服装

通学の際（休業日も含む）は、本校指定の制服を着用する。やむを得ない理由のある場合は、許可を受ける。

休業日に部活動を行うために登校する場合は、部活動で統一していて、許可を受けたジャージ等での登校を認める。

(2) 自転車

自転車通学者は、自転車通学届を提出し、学校指定のステッカーを貼ること。自転車乗車時は、ヘルメットを着用することを推奨する。

(3) 原動機付自転車、自動二輪車、自動車等

原動機付自転車、自動二輪車（同乗も含む）、自動車等による通学（休業日も含む）は禁止する。

自動車等で送迎してもらう際は、保護者、親族に限る。

(4) 事故等

通学途上において、事故（交通事故、痴漢、恐喝等）に遭遇したときは、直ちに、学校及び最寄りの警察署（交番）に連絡する。

2. 校内生活

(1) 始業時刻

始業時刻は、8時40分とする。

チャイムは鳴り始めを基準とする。

(2) 欠席、遅刻、早退

欠席、遅刻、早退は事前に連絡し、届け出る。

(3) 早退

病気、けが等での早退は、養護教諭の判断を受け、HR担任の許可を受ける。

(4) 外出

登校後の無断外出は禁止する。やむを得ない理由のある場合は、HR担任の許可を受ける。

(5) 下校

下校は午後4時50分とする。ただし、担任・顧問等がついて活動をする場合

は、時間を延長することができる。

(6) 休日の登校

休業日に担任・顧問等がつかない活動で登校することは、原則として禁止する。ただし、部活動等やむを得ない理由のある場合は、事前に許可を受ける。

(7) 貴重品の管理・校内持ち込みについて

金銭や貴重品は必ず身に付け、かばんに入れておいたり放置したりしない(自己防衛)。

また、高額な金銭など不必要な金品、トランプ・ゲーム類・マンガ等の遊具類、補食以外の食べ物は学校に持参しない。

(8) 諸施設、設備、備品等の使用

授業以外で教室諸施設、設備、備品等を使用するときは、許可を受ける。

(9) 破損

校舎、校具等を故意に破損したり、紛失等したりした場合は弁償する。

(10) 集会

生徒会及び生徒主催の校内集会を行うときは、校長の許可を受ける。

(11) 掲示、刊行物

掲示、印刷物等は許可を受け、所定の場所を使用する。

(12) 遺失、拾得

所持品には必ず記名し、保管の責任を持つ。また、所持品の紛失、遺失、拾得の場合は、生徒指導部・HR担任等に速やかに届け出る。

(13) 合宿

合宿を実施する場合は、参加生徒の保護者の承諾(承諾書)を得た上、校長の許可を受けなければならない。

3. 校外生活

(1) 対外活動

校外における試合、協議、会合等に参加するときは、HR担任、顧問等を通して、校長の許可を受ける。

(2) 旅行

旅行等で学割証が必要となる場合は、所定の手続きをとる。

(3) アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。ただし、やむを得ない事由のある場合は、許可を受ける。

(4) 災害、事故

家庭が暴風、洪水、火災等の事故による非常災害にあったときは、速やかに学校もしくはHR担任に連絡する。

(5) 運転免許

原動機付自転車，自動二輪車，普通自動車，準中型自動車の運転免許取得については，別に定める。

(6) 立ち入り禁止

不健全な場所への立ち入りは慎むこと。

(7) 夜間外出

千葉県青少年健全育成条例に基づき，保護者が同伴しない夜間（午後 11 時以降）の外出は禁止する。

アルバイトについて

1. アルバイト許可要件

- (1) 経済的に困窮している場合（保護者の申し出による）
- (2) 「進学資金」が必要な場合
- (3) 学年費が滞っている場合

2. アルバイト許可基準

- (1) 欠点科目がなく、生活態度に問題がないこと。
- (2) 職種・日時に問題がないこと。
(酒類を主に提供する飲食店、危険物を取り扱うガソリンスタンド等ではないこと。就業時間は午後10時までとし、深夜徘徊の補導対象にならないように帰宅する。)
- (3) 学業に支障がないこと。

3. アルバイトを許可された生徒の遵守事項

- (1) 許可願（事業者からの引受欄を含む）を提出し、許可証の交付を受ける。
- (2) アルバイト中は必ず許可証を携帯する。
- (3) 学校生活において問題を起こした場合は、直ちにアルバイトを中止する。

4. 本校内規に違反してアルバイトを行った生徒は、指導の対象とする。

*なお、長期休業中（夏季・冬季・学年末）だけ実施する場合は、【長期休業中】のアルバイト許可願を提出する。アルバイトの許可要件・許可基準は同様である。

原動機付自転車，自動二輪車，普通自動車，準中型自動車の運転免許取得等に関する規定

本規定は，高校生の原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自動二輪車等」という）及び，普通自動車及び準中型自動車（以下「自動車等」という）の交通安全に関する基本的な事項について定め，高校生の命を守り，充実した高校生活を通じて高校生の健全育成を目指すことを目的とする。

1. 届出

本校在学中に法令で定める年齢に達し，自動二輪車等及び自動車等の教習所への通所，免許取得，自動二輪車等の購入及び運転を必要とする生徒は，保護者同意のもと，別に定める所定の手続きにより学校長へ届け出ること。

2. 自動車等・自動二輪車等による通学

通学及び教育活動での使用は認めない。

3. 運転免許証の取得

(1) 自動車等について

自動車運転免許取得については，進路決定後が望ましいが，事情により早く免許を取得する必要がある場合は，「自動車教習所通所届」を届け出ること。

(2) 自動二輪車等について

- ア 運転免許の取得を必要とする生徒は，本人及び保護者の連名による「自動車教習所通所届」を提出する。
- イ 「自動車教習所通所届」を提出後，本人及び保護者は，学校と面談等を受ける。
- ウ 「自動車教習所通所届」を受理後，自動二輪車等の免許を取得する。
- エ 学業に支障を及ぼさない範囲で講習を受けること。（免許取得のために遅刻，欠席，早退をしない。）
- オ 自動二輪車等の免許取得後は速やかに「運転免許取得届」を校長宛に提出する。

4. 自動車等・自動二輪車等の同乗の禁止

自動車等を運転する生徒は，未成年の友人等（成人しているが高等学校に在籍している者を含む）を同乗させてはならない。

自動二輪車等を運転する生徒は，初心運転期間を終了しても他者を同乗させてはならない。

また、運転をしない生徒も、他の生徒が運転する自動車等・自動二輪車等に同乗してはならない。

5. 交通安全講習の受講

免許を取得した生徒は、交通社会の一員としての義務と責任、そして命の大切さを肝に銘じ、県教育委員会等で主催する自動二輪車等の交通安全講習を受講すること。

6. その他

上記の規定に違反した場合は、生徒指導の対象となる。

服装規定

通学は学校指定の制服を着用することとする。服装は流行にとらわれることなく、質素・清潔を旨とする。

1. 制服（本校制定のもの）

- (1) 冬服〔上衣, 型〕 学校指定のブレザー（シングル, 3つボタン）
〔校章〕 ブレザーの左襟に校章をつける。（入学式に配布）
〔シャツ〕 学校指定のワイシャツ（長袖）
〔下衣, 型〕 学校指定のスラックス, 学校指定のスカート
〔ネクタイ〕 学校指定のネクタイ
- (2) 夏服 学校指定のワイシャツまたは本校指定のポロシャツを着用し, 上衣（ブレザー）, ネクタイは着用しなくてもよい。ワイシャツの第一ボタンは外してもかまわない。ただし, 上衣（ブレザー）・セーターを着用する場合は, 必ずネクタイを着用する。
〔シャツ〕 学校指定のワイシャツ（半袖・長袖）
学校指定のポロシャツ
〔下衣, 型〕 学校指定のスラックス, 学校指定のスカート

* スカートの長さは, 冬服・夏服とも通常のウエスト位置から裾が膝のお皿の中心の位置の長さとする。

- (3) ベルト 黒で装飾等のない一般的なもの（幅は3cm程度で皮か合皮）
(4) セーター 学校指定のセーター
(5) 靴下〔スラックス〕華美でないもの
〔スカート〕紺または黒のハイソックス
紺または黒のソックス（くるぶしが隠れる長さ）
* 式典等においては, 学校指定のハイソックスを着用する。

2. 期間は特に設けないが, 冬期に式典がある場合は冬服を, 夏期に式典がある場合は夏服を着用すること。

〔冬期〕 10月第4週～5月最終週

〔夏期〕 6月第1週～10月第3週

3. 服装の組み合わせ

- (1) ①ブレザー, セーター, ワイシャツ, スラックス, ネクタイ
②ブレザー, セーター, ワイシャツ, スカート, ネクタイ
③ブレザー, ワイシャツ, スラックス, ネクタイ

- ④ブレザー，ワイシャツ，スカート，ネクタイ
- ⑤セーター，ワイシャツ，スラックス，ネクタイ
- ⑥セーター，ワイシャツ，スカート，ネクタイ
- ⑦ワイシャツ，スラックス
- ⑧ワイシャツ，スカート
- ⑨ポロシャツ，スラックス
- ⑩ポロシャツ，スカート

- (2) 服装は上記①～⑩の組み合わせとする。ただし，セーター，ブレザーを着用する場合は，必ずネクタイを着用する。
- (3) 学校が特別に指示する場合（式典等）は，ブレザー，ネクタイ，学校指定のハイソックス（スカートの場合）を着用する。

4. 外装類

- (1) 防寒コートは，学校が指定した防寒ジャンパー，紺・黒・茶・グレーの単色で装飾のないものとする。ただし，部活動で統一して購入しているものは着用を認める。
- (2) 防寒コートの下には，必ずブレザーを着用すること。また，ブレザーの下に防寒具として着用できるものは本校指定のセーターのみとする。
- (3) 防寒コートの使用期間は，原則として11月1日～4月30日とする。

5. カバン 通学には学校指定の通学バッグまたは，機能的なバッグを使用する。

6. 靴 通学靴は黒色または茶色の靴とする。運動靴でもよい。

7. 頭髪 頭髪は端正なものとし，カット以外，一切手を加えることを禁止する。また，奇異な髪形については，社会情勢を鑑み，適宜判断して指導を行う。

8. その他 化粧，マニキュア，ピアス，カラーコンタクト，装飾品等は一切禁止する。

柏市貸与 GIGA 端末ならびに校内ネットワーク利用規定

《柏市で決められていること》

- (1) アカウントは人に教えたり、見せたりしてはならない。
- (2) 写真や動画を撮影する際は、相手の許可を取ること。(肖像権)
- (3) 自分や友人、周りの人の個人情報をインターネット上に公開しない。
- (4) 友人に嫌な思いをさせないように、言葉や表現に気を付け、よく考えて使うこと。友人の作品を大切にすること。
- (5) 調べたことを掲載する際は、出典をきちんと書くこと。(著作権)
- (6) 学習に関係のないサイトを見たり、書き込みをしたりしない。皆さんの学習のための貸し出しであることを理解する。
- (7) ルールが守れないときは、貸し出しができない時がある。
- (8) 端末は柏市からの貸し出しである。卒業後は後輩が同じ端末を使うため、大切に使用すること。

《柏市立柏高等学校の GIGA 端末活用のねらい》

社会の変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き抜くための基本的な資質・能力を身につけるために、GIGA 端末を活用する。

GIGA 端末を文房具のように活用することで、情報活用能力をさらに成長させる。

社会で通用する人間として、ふさわしい情報モラルを身につける(自己指導能力の育成)。

《柏市貸与 GIGA 端末ならびに校内ネットワーク利用規定》

柏市貸与 GIGA 端末ならびに校内ネットワーク環境の安全で適切な運用のため、次のような利用規定を定める。

1. アカウント(ユーザーID)及びパスワードの管理

- (1) 自分のアカウントとパスワードは適切に管理しなければならない。
- (2) 他人のアカウント等でネットワークを利用したり、他人に自分のアカウント等を使用させたりしてはならない。

2. 目的外利用の禁止

- (1) 柏市貸与 GIGA 端末、校内ネットワーク及びインターネットは、学習目的のために利用する。

- (2) 柏市貸与 GIGA 端末, ネットワーク等の正常な運用を阻害する行為をしてはならない。
- (3) 有料データベースやオンラインショッピングの利用などは禁止する。

3. 人権の保護及び情報モラルの遵守

- (1) 人種・信条・性別などによるいかなる差別にも与せず, 肖像権, 知的所有権(知的財産権), プライバシー保護などあらゆる人権の尊重に努めなければならない。
- (2) インターネット上で他人を誹謗中傷したり, さげすむような発言をしたりしてはならない。
- (3) 発信する内容については, 自ら責任の持てる内容とする。
- (4) インターネット上で他人の個人情報を勝手に公開したり, 他人のプライバシーを侵害したりするような行為はしてはならない。
- (5) 電子メールの送信など, ネットワークへの投稿, 書き込み等の場合は, 発言の責任の所在を明らかにするために, 原則として常に所属を添えて実名を明記する。ただし, 個人情報の保護については十分配慮するものとする。

4. 知的所有権(知的財産権)の尊重

- (1) 著作権・特許権・商標権・意匠権などの知的所有権(知的財産権)の遵守に常に留意する。

5. 個人情報の管理

- (1) インターネット上への情報発信の際には, 自宅の住所や電話番号などの個人情報や, 個人が特定できる情報を発信しない。
- (2) ネットワーク利用上の細則及び利用上のガイドラインに従う。
- (3) 他人の端末を利用したり, 自分の端末を他人に貸与したりしないこと。

6. セキュリティの維持

- (1) セキュリティ維持のため, 定期的にパスワードを変更し, 自らのプライバシーとネットワークセキュリティを維持するように努める。
- (2) コンピュータを利用しているときに席を離れる場合は, ログアウトなど適切な措置を講じる。

7. 柏市貸与 GIGA 端末の使用について

- (1) アプリケーションソフトのインストールやアンインストール(削除), プログラムの書き換え等は絶対に禁止。端末破損のリスクがあり, 弁償の可能性がある

る。

- (2) 学習活動とは関係ないHP・動画などの閲覧，アプリの使用は禁止。
- (3) 非常に壊れやすいため学校内外において，持ち歩く際，置く時，机の横にかける時，机の中にしまう時などは保護ケースに入れて保管すること。
- (4) 不具合や故障時があった場合，速やかに先生に連絡すること。その時の状況をできるだけ覚えておくこと。
- (5) 故意または過失による破損または紛失・盗難があった場合，弁償の可能性がある。
- (6) タブレットから離れる際は，個人ロッカーに入れ，鍵をかけて保管すること。
- (7) 基本的に毎日持ち帰り，家庭で充電すること。

8. 利用の停止

- (1) 法令違反や他者の権利を侵害した場合，利用規定に違反した場合は，特別指導や一定期間のGIGA 端末・ネットワーク利用停止などの措置が取られる場合がある。

生徒私物の通信機器（スマートフォン等）に関して

1. 生徒の持ち物に関する原則

「学校における勉強や課外活動に不必要と考えられるものは，学校に持参しない。」

2. 携帯電話，スマートフォン等の指導方針について

- (1) 学校敷地内，原則使用禁止。
- (2) やむを得ず学校内に持ち込む場合は，電源を切りカバンに入れるなどして絶対に身につけない。
- (3) 定期考査を含む試験中の所持は，不正行為と同じ扱いになる。
- (4) 自転車運転中の使用は禁止。
- (5) 不適切な投稿や誹謗中傷など，法令違反や他者の権利を侵害した場合，加害が判明した場合には，学校として特別指導を行うこともあり得る。

3. 生徒が守ること

(1) ネット上のトラブルや被害防止のために

- ① 個人情報を絶対に公開（アップ）しない ⇒ 名前，写真，学校名，住所，アドレス，IDナンバー等
- ② 知らない人からのメールは開かない ⇒ 安易な書き込み，情報を提供しない
- ③ ネット上で知り合った人と会わない ⇒ 性的被害にあう可能性が高い

④嘘や悪口，他人に成りすまして書き込まない ⇒ 罪になる場合がある
* ネット上の書き込みは削除しても，捜査すれば必ず，誰が書き込んだのか特定できる。

⑤危険なサイトは利用しない（特にアダルト） ⇒ 高額請求の被害に遭う

⑥自分の裸を撮影しない・撮影させない ⇒ 児童ポルノ法

(2) 困ったときの対応

困ったら1人で悩まず「保護者・先生」に必ず相談する。（ネット上のトラブルは1人で解決できない。時間が経過すれば被害は拡大する。）

(3) 記載してはいけない文言例

以下のことは罪になる場合があるので，絶対に行わないこと

①死ね，殺してやる，学校に来られないようにしてやる等 ⇒ 脅迫罪

②金，物を要求する等 ⇒ 恐喝罪

③臭い，汚い，うざい，気持ち悪い等 ⇒ 名誉毀損・侮辱罪

④爆弾を仕掛けた等 ⇒ 威力業務妨害

⑤本人の同意を得ず勝手に撮影して，無断で投稿等 ⇒ 肖像権の侵害